

栗東市空き店舗等活用促進事業補助制度
事務要領（案）

平成30年 月
栗東市環境経済部商工観光労政課

■ 目 的 ■

栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の減少及び商環境の向上を図るため、予算の範囲内で空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に必要な経費の一部を補助する。

■ 対象者 ■

1. 補助対象指定区域内で新たに店舗を出店したいと考えている方
2. 栗東市内ですでに店舗を営業している方で、新たに補助対象指定区域内での出店を考えている方

※ 1. 2いずれも個人または法人（中小企業者）

3. 補助金の活用を見込む新規出店者が出店を予定している店舗等の所有者の方
4. 本事業補助金の交付を受けたことがある者でないこと。

■ 対象となる主な業種 ■

栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱第2条第1項第3号に規定する「小売業、飲食業、サービス業、その他市長が認めた事業」のうち、「小売業、飲食業、サービス業」については、（1）に定める業種を補助対象事業とする。また、要綱第3条第2項のほか、除外される業種については、（2）のとおりとする。

（1）補助対象となる業種について

大分類	中分類	小分類
I 卸売業、 小売業	56各種商品小売業	561百貨店、総合スーパー 569その他の各種商品小売業
	57織物・衣服・身の回り品 小売業	571呉服・服地・寝具小売業 572男子服小売業 573婦人・子供服小売業 574靴・履物小売業 579その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58飲食料品小売業	581各種食料品小売業 582野菜・果実小売業 583食肉小売業 584鮮魚小売業 585酒小売業 586菓子・パン小売業 589その他の飲食料品小売業
	59機械器具小売業	591自動車小売業 592自転車小売業 593機械器具小売業
	60その他の小売業	601家具・建具・畳小売業 602じゅう器小売業 603医薬品・化粧品小売業 604農耕用品小売業 606書籍・文房具小売業 607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業

大分類	中分類	小分類
		608写真機・時計・眼鏡小売業 609他に分類されない小売業
M 宿泊業、 飲食サービス業	76飲食店	761食堂、レストラン 762専門料理店 763そば・うどん店 764すし店 765酒場、ビヤホール 766バー 767喫茶店 769その他の飲食店
	77持ち帰り・配達飲食サービス業	771持ち帰り飲食サービス業
N 生活関連サービス業、 娯楽業	78洗濯・理容・美容・浴場業	781洗濯業 782理容業 783美容業 789その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	79その他の生活関連サービス業	791旅行業 793衣服裁縫修理業 799他に分類されない生活関連サービス業 (7993) 写真プリント、現像・焼付業)
R サービス業	89自動車整備業	891自動車整備業
	90機械等修理業	901機械修理業 902電気機械器具修理業 903表具業 909その他の修理業

※ただし、管理、補助的経済活動を行う事業所、6063新聞小売業、766キャバレー、ナイトクラブ、7812洗濯物取次業、7813リネンサプライ業、7899他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業、7991食品貸加工業、7992結婚相談業、結婚式場紹介業を除く。

(2) 補助対象とならない業種について

- ・風俗営業・性風俗関連特殊営業・特定性風俗物品販売等営業を行う者
※飲食店におけるキャバレー、ナイトクラブは、上記要件により対象外となる
- ・貸金業を行う者
- ・店舗に人の出入りがない事業を行う者
- ・管理、補助的経済活動を行う事業を行う者
- ・洗濯業における、洗濯物取次業、リネンサプライ業を行う者
- ・その他の洗濯・理容美容・浴場業における他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を行う者
- ・他に分類されない生活関連サービス業における食品貸加工業、結婚相談業・結婚式場紹介業を行う者
- ・その他市長が適当でないとする事業

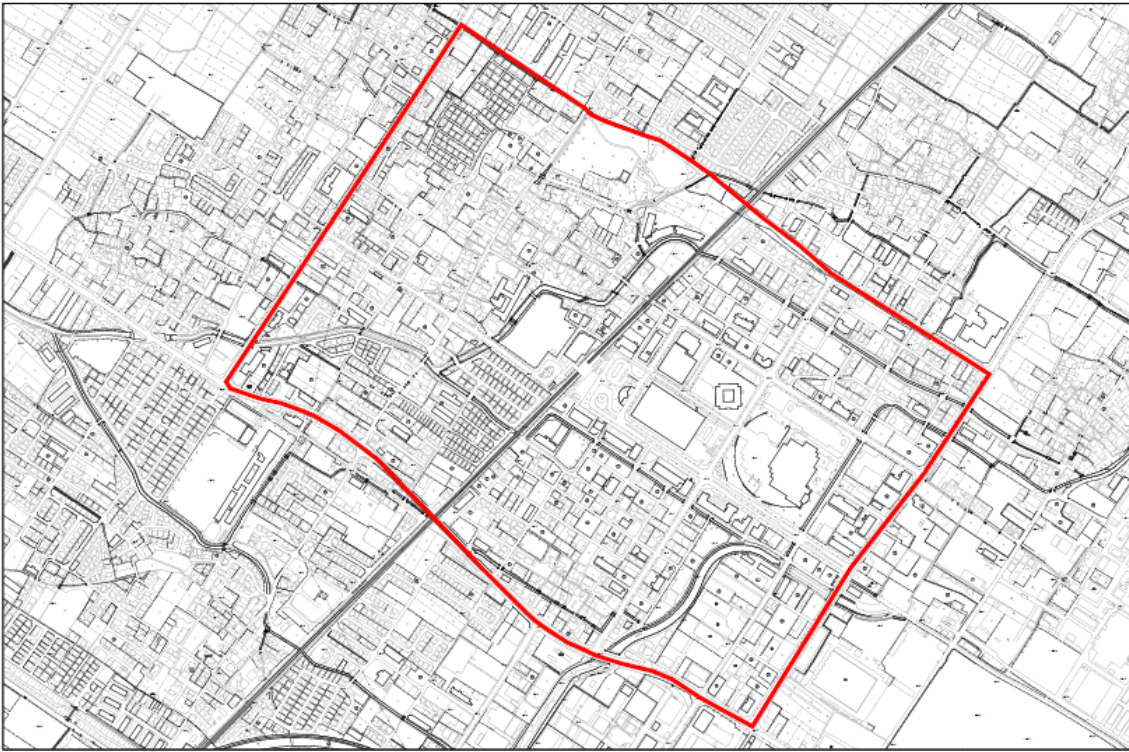
■補助内容■

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など） ※設計費や備品費は対象外	新規出店者	5分の1以内	15万円
店舗（来客者用駐車場を含む。）賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）	新規出店者	5分の1以内	月額5万円 最長12カ月
店舗修繕費（当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事、外壁工事、給排水設備工事（床下・建物以外の設備）、電気工事（電線から配電盤までの設備）、空調設備工事費等に係る費用） ※設計費や備品費は対象外	指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者	5分の1以内	15万円

※改装費、修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが対象となります。

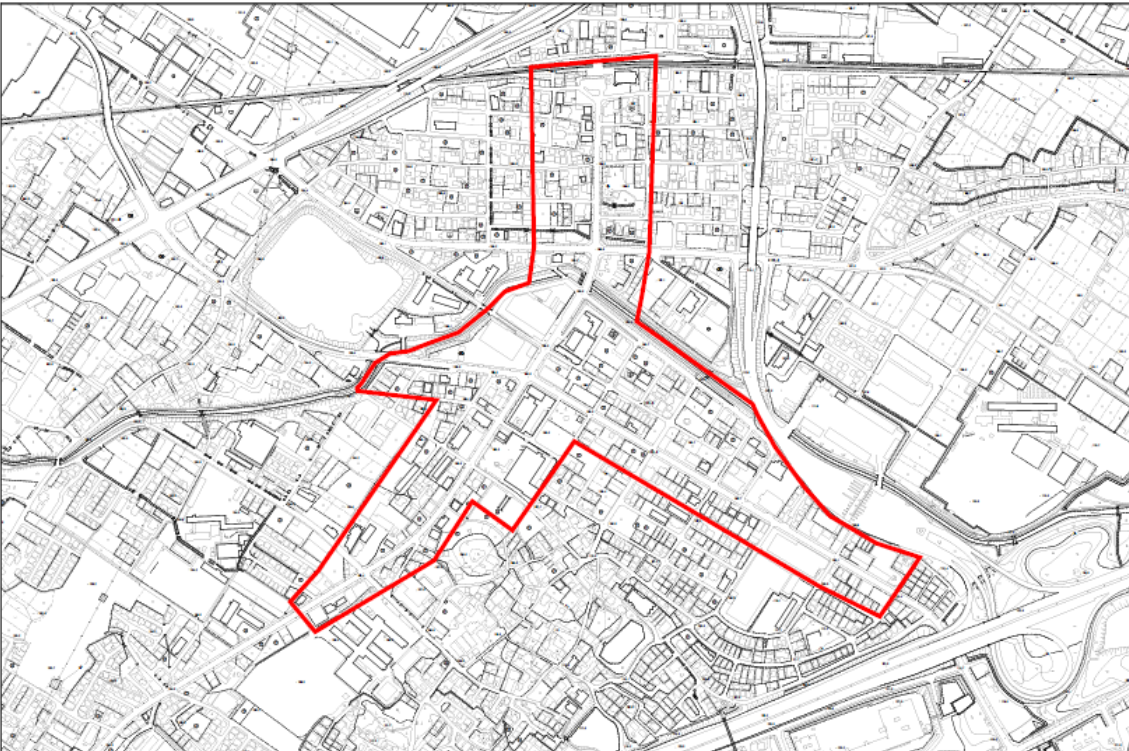
■補助対象指定区域■

1. 栗東駅周辺地区



※(都)上鉤志那中線、(都)下鉤千代線、(都)大門野尻線、(都)二町播磨田線に囲まれる区域

2. 手原・安養寺周辺地区



※安養寺地区地区計画区域及び(都)手原駅新屋敷線沿道の商業地域（手原駅前）の区域

■補助対象の要件■

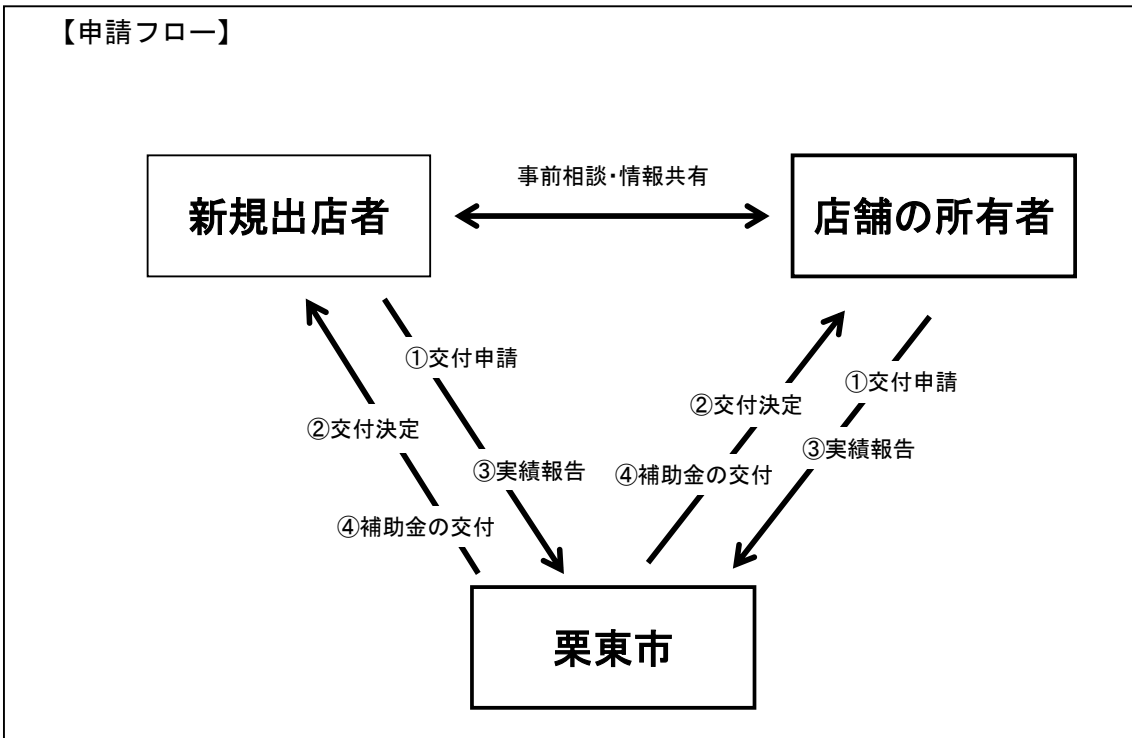
1. 指定区域内の賑わい創出や地域活性化に関する事業等に積極的に関わる意欲があること。
2. 不特定多数の来客が期待できる店舗であること（会員制の店舗でないこと）
3. 商工会の会員になろうとする意欲があること。
4. 空き店舗等の所有者と新規出店者との関係が下記表に該当しないこと。

空き店舗の所有者区分	新規出店者区分	要件
法人	個人	1 新規出店者と空き店舗を所有する法人（以下「所有法人」）の役員若しくは発起人などが生計を一としている者。 2 新規出店者と所有法人の役員若しくは発起人などが2親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人などが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人などが2親等以内の親族である者。
個人	個人	1 新規出店者と空き店舗所有者とが生計を一としている者。 2 新規出店者と空き店舗所有者とが2親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者とが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者とが2親等以内の親族である者。

5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は第3条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業に該当しないこと
6. 市内で営業している店舗から指定区域内の空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと
7. 週5日以上営業し、かつ通年営業が可能であり、2年以上継続して営業を行う見込みがあること
8. 市区町村民税を完納していること
9. フランチャイズチェーン方式による営業でないこと
10. 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと
11. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が、新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者の役員又は経営に事実上参加していないこと
12. 市長が不適当と認める業種の営業を行っていないこと又は行わないこと
13. 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがないこと

■ 申請方法等 ■

(1) 手続きの流れ



① 交付申請

・「栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書」及び添付書類（下表）を市（商工観光労政課）に提出します。

※新規出店者については、店舗を活用する事業者（新規出店者）名で提出してください。代理人等名義での申請は認められません。

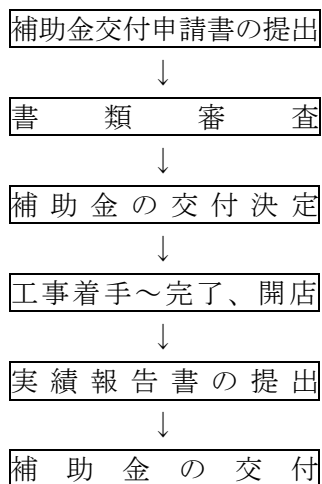
《提出する書類》

書類名		備考
(1)栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書 ・様式内に事業計画書、収支予算書があります。		様式第1号
開業していること、又は市内で開業しようとしていることを確認できる書類		
法人	(2)登記簿謄本（写し）	申請の3ヶ月以内に発行されたもの
	(3)市に提出した法人設立（開設）申告書など（写し）	法人登記前の場合
個人	(4)税務署に提出した開業届出書など（写し）	開業後の場合
(5)店舗の位置図		
(6)市区町村民税の完納を証明する書類（原本）		申請の1ヶ月以内に発行されたもの
(7)工事見積書等の内訳がわかる書類の写し		店舗を改装・修繕する場合に限る
(8)改装前の店舗等の外観・内観の写真		店舗を改装・修繕する場合に限る
(9)改装計画がわかる図面		店舗を改装・修繕する場合に限る
(10)誓約書		
(11)空き店舗等証明書の写し		

② 交付決定

- ・認定申請書の受理後、市は内容を審査し、可否を「栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）」により申請者へ通知します。

■事業の流れ■



■注意事項■

申請者（補助対象者）の責に帰属する事由により、補助金の交付決定の内容または条件に違反、補助金を他の用途に使用した場合などが市で認められたときは、補助金の一部もしくは全額を返還していただく場合があります。

「現在開業している」、「賃貸借契約を締結済み」、「店舗の改装工事を発注済み」など、市が補助金の決定を行う前に事業に着手しているケースは、補助の対象外となります。したがって、応募時点では仮契約又は見積書の取得程度にとどめてください。